

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令等の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和7年5月30日
経済産業省
中小企業庁事業環境部
企画課

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで省令等を制定したので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

1. 省令等の題名

- ・経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（令和7年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）
- ・中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示（令和7年厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- ・製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（令和7年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号）
- ・卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（令和7年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第9号）
- ・石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（令和7年経済産業省告示第82号）
- ・学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（令和7年経済産業省告示第83号）
- ・中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示（令和7年経済産業省告示第84号）
- ・中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示（令和7年経済産業省告示第85号）

2. 意見公募を実施しなかった理由について

本件は、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）等の施行に伴い必要となる規定を定めるものであり、行政手続法第39条第4項第2号の規定に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行っておりません。